

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

池田町の一人暮らしの60代の女性が、現金三千万円をだまし取られました。

女性宅に「訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが「民事訴訟告知センター」から届きました。記載の電話番号に連絡したところ、「訴訟せずに相手と和解するために国選弁護士へ連絡を」と促されました。女性が教えられた連絡先に電話すると、弁護士やその関係会社を名乗る男から弁護士費用等を要求され、数回にわたり首都圏の指定された住所に現金を宅配便で送付。品名は相手の指示通りに「野菜」にしたということです。

このように不安をあおり連絡を促すハガキの送付や電話最近は封書も全国の家庭に届いています。封筒の表面には「重要」と記載され、中にはハガキと同様に架空の番号や内容が記載されています。これは詐欺の手紙です。記載の連絡先には絶対に連絡せず、消費生活センターや警察に相談してください。

池田町で 詐欺被害発生！

啓発活動を
実施しました！



10月15日の年金支給日には、幕別町消費者被害防止ネットワークの構成組織のメンバー22人と消費者教育推進大使(道内初)に任命される。パオくんは、町内の金融機関とスーパーの店頭で消費者被害防止の啓発活動を行いました。

メンバーやパオくんは、のぼりを持ち、訪れた方々に「振り込め詐欺や架空請求に気をつけください」と注意を呼びかけました。

今後も幕別町消費者被害防止ネットワークでは、構成団体の連携をより深めて、住民のみなさまを消費者被害から守る活動に取り組んでまいります。

相談事例紹介

新聞の購読契約は慎重に！

今月の相談

先日、新聞の勧誘員が自宅にやつてきた。「別の新聞をとっている」と断つたが、「来年からでいいから」としつこくいわれ、根負けして契約した。だが、視力も低下していて二紙も読めないので、解約したい。

訪問販売による新聞購読の契約は、契約書面を受け取った日を含む8日間であれば、クーリング・オフ（無条件解約）ができます。今回のご相談は、契約書面を受け取つてすぐのご相談でしたのでクーリング・オフができました。

クーリング・オフの期間が過ぎると、契約方法や内容等に問題がなければ、原則的には一方的に解約することはできません。ただし、訪問販売でしつこく勧誘されたり、強引に契約を迫られたりした場合など、勧誘時の状況によっては解約できることもあるります。

このご相談のようだ、数カ月、数年先に購読が始まる契約は「先付け契約」といいます。「先付け契約」は、勧説された時には問題なく払えると思っていても、購読が始まつてから事情が変わつて解約を申し出るトロブルの元となるため注意が必要です。特に健康面に心配のある方、転勤などで引っ越しする可能性がある方は注意しましょう。その他、数年に及ぶ長期の契約についても同様に注意しましょう。

契約に際しては、将来のご自分の状況をよく考えて、納得した上で契約しましょう。不要であればきっぱりとお断りをすることも大切です。

問 幕別町消費生活センター(☎ 幕 55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜 午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報



孫娘が欲しがっているランドセルをインターネットで探したら、定価6万円のところ半額で販売しているサイトを見つけ、希望の色もあったので申し込んだ。翌日、受注メールが届き、振込先口座が記載されていたので振り込んだ。振り込み確認後、1週間で届くはずが1カ月経っても届かない。その後、メールや申し込みフォームから催促をしても返信がない。サイトにも住所、電話番号は書かれていない。詐欺サイトだったのか。 (60歳代 男性)

商品が届かない！ ネットでの買い物は慎重に

ひとこと助言

所在地、電話番号を確認しよう



- ネットで買い物したが、商品が届かない、連絡が取れないなど実体のない詐欺的なサイトで購入したことによるトラブルが多く見られます。ネットでの購入前には事業者の所在地、電話番号などを必ず確認しましょう。
- 商品が届く前に代金を支払ってしまうと、トラブルがあった場合に被害金を取り戻すことが難しくなります。前払いによる購入は十分注意しましょう。
- インターネット通販では、サイト内に事業者の名称、所在地等を表示しなければなりません。それらの表示のないサイトでの買い物はやめましょう。
- 分からぬことや不安なことがあったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。